

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	生活保護に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

徳島県は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行うことにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

徳島県知事

公表日

令和5年6月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	<p>生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づき、生活に困窮する者に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長するための事務を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、次の事務について使用する。</p> <p>①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤資料の提供等の求めに関する事務 ⑥就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑦進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑧被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務 ⑨保護に要する費用の返還に関する事務 ⑩徴収金の徴収に関する事務 ⑪生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバ等への特定個人情報の連携に関する事務 ⑫医療保険者等向け中間サーバ等における資格履歴の管理に関する事務 ⑬医療保険者等向け中間サーバ等における本人確認事務 ⑭医療保険者等向け中間サーバ等における機関別符号の取得等に関する事務</p>
③システムの名称	生活保護システム、番号制度連携ユニット、連携サーバー、統合宛名システム、中間サーバー、生活保護版レセプト情報管理システム、統合専用端末、医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護に関する事務情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。) 第9条第1項別表第一 15の項 番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第15条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二 26の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第19条</p> <p>【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二 9の項、10の項、14の項、16の項、18の項、20の項、24の項、26の項、27の項、28の項、30の項、31の項、37の項、38の項、42の項、50の項、53の項、54の項、61の項、62の項、64の項、70の項、87の項、90の項、94の項、104の項、106の項、108の項、113の項、116の項、120の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条第1号及び第2号、第9条第1号及び第3号～第5号、第11条、第12条第1号～第6号及び第8号、第13条第3号、第14条第3号、第17条第1号、第19条、第20条第9号、第11号、第14号、第17号、第21号及び第22号、第21条第2号、第10号、第11号及び第13号～第15号、第22条第2号～第6号、第8号、第10号及び第11号、第23条第2号、第24条第1号、第25条第10号、第26条の4第1号、第27条第3号、第28条第1号～第5号及び第7号～第9号、第32条第1号及び第2号、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条、第47条第1項第12号～第14号、16号、26号、27号、29号、31号～41号及び44号～48号、同条第2項、第52条、第53条第1号～第3号、第55条第1号、第6号、第7号及び第9号～第11号、第58条、第59条の2の2第1号～第5号及び第7号～第12号、第59条の3第1号及び第2号</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	徳島県保健福祉部国保・地域共生課
②所属長の役職名	国保・地域共生課長

6. 他の評価実施機関

—

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先

徳島県監察局監察評価課県庁ふれあい室情報公開個人情報担当
〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地 電話番号:088-621-2024

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	①徳島県東部保健福祉局 〒770-0855 徳島市新蔵町1丁目67番地 電話番号:088-626-8711 ②徳島県南部総合県民局保健福祉環境部 〒779-2305 海部郡美波町奥河内字弁才天17番地1 電話番号:0884-74-7343 ③徳島県西部総合県民局保健福祉環境部 〒778-0002 三好市池田町マチ2415番地 電話番号:0883-76-0413
-----	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月30日	I 5 ② 所属長	地域福祉課長 矢間 奈津子	地域福祉課長 酒巻 英紀	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
平成28年6月30日	I 8 連絡先	①徳島県東部保健福祉局 〒770-8570 徳島市新蔵町1丁目67番地 電話番号:088-626-8722	①徳島県東部保健福祉局 〒770-0855 徳島市新蔵町1丁目67番地 電話番号:088-626-8711	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
平成28年6月30日	II 1 いつ時点の計数か	平成27年3月31日 時点	平成28年3月31日 時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
平成28年6月30日	II 2 いつ時点の計数か	平成27年3月31日 時点	平成28年3月31日 時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
平成29年6月30日	I 7 請求先	徳島県監察局監察課情報公開個人情報担当	徳島県監察局監察課ふれあい交流室情報公開個人情報担当	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
平成29年6月30日	II 1 いつ時点の計数か	平成28年3月31日 時点	平成29年3月31日 時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
平成29年6月30日	II 2 いつ時点の計数か	平成28年3月31日 時点	平成29年3月31日 時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
平成30年7月10日	I 5①部署	保健福祉部地域福祉課	徳島県保健福祉部国保・自立支援課	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
平成30年7月10日	I 5②所属長	地域福祉課長 酒巻 英紀	国保・自立支援課長 岡 航平	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
平成30年7月10日	I 7 請求先	徳島県監察局監察課ふれあい交流室情報公開個人情報担当	徳島県監察局監察課情報公開個人情報担当	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
平成30年7月10日	II 1 いつ時点の計数か	平成29年3月31日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
平成30年7月10日	II 2 いつ時点の計数か	平成29年3月31日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和1年6月4日	I 5 ② 所属長の役職名	国保・自立支援課長 岡 航平	国保・自立支援課長 福壽 由法	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和1年6月4日	I 7 請求先	徳島県監察局監察課情報公開個人情報担当	徳島県監察局監察評価課庁ふれあい室情報公開個人情報担当	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和1年6月4日	II 1 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年3月31日 時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和1年6月4日	II 2 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年3月31日 時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月4日	I 1 ②事務の概要	<p>特定個人情報ファイルは、次の事務について使用する。</p> <p>①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑥保護に要する費用の返還に関する事務 ⑦徴収金の徴収に関する事務</p>	<p>特定個人情報ファイルは、次の事務について使用する。</p> <p>①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑥進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑦保護に要する費用の返還に関する事務 ⑧徴収金の徴収に関する事務</p>	事後	法令改正、記載内容の正確化による変更であり、重要な変更には当たらない。
令和2年6月4日	I 4 ②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <p>番号利用法第19条第7号 別表第二 9の項、10の項、14の項、16の項、20の項、21の項、24の項、26の項、27の項、28の項、30の項、31の項、37の項、38の項、50の項、53の項、54の項、61の項、62の項、64の項、70の項、87の項、90の項、94の項、104の項、106の項、108の項、116の項、119の項</p> <p>番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条第1号及び第2号、第9条第1号及び3号～5号、第11条、第12条第1号～第6号及び8号、第14条第3号、第17条、第19条、第20条第4号～第7号、第9号及び第10号、第21条第1号、第4号、第5号及び第7号～第9号、第22条第2号～第6号、第8号、第10号及び第11号、第23条第1号、第24条第1号、第26条の4第1号、第27条第3号、第28条第1号～第5号及び第7号～第9号、第32条第1号及び第2号、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条、第47条第1項第2号～第23号、第52条、第53条第1号～第3号、第55条第1号、第6号及び第7号、第9号～第11号、第59条の2、第59条の3第1号及び第2号</p>	<p>【情報提供の根拠】</p> <p>番号利用法第19条第7号 別表第二 9の項、10の項、14の項、16の項、18の項、20の項、21の項、24の項、26の項、27の項、28の項、30の項、31の項、37の項、38の項、42の項、50の項、53の項、54の項、61の項、62の項、64の項、70の項、87の項、90の項、94の項、104の項、106の項、108の項、116の項、120の項</p> <p>番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条第1号及び第2号、第9条第1号及び3号～5号、第11条、第12条第1号～第6号及び8号、第13条第2号、第14条第3号、第17条第1号、第19条、第20条第4号及び第5号、第7号及び第8号、第10号及び第11号、第21条第1号、第5号及び第6号、第8号～第10号、第22条第2号～第6号、第8号、第10号及び第11号、第23条第1号、第24条第1号、第25条第8号、第26条の4第1号、第27条第3号、第28条第1号～第5号及び第7号～第9号、第32条第1号及び第2号、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条、第47条第1項第2号～第23号、第52条、第53条第1号～第3号、第55条第1号、第6号及び第7号、第9号～第11号、第59条の2、第59条の3第1号及び第2号</p>	事後	法令改正、記載内容の正確化による変更であり、重要な変更には当たらない。
令和2年6月4日	I 5 ② 所属長の役職名	国保・自立支援課長 福壽 由法	国保・自立支援課長	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月8日	II 1 いつ時点の計数か	平成31年3月31日 時点	令和3年3月31日 時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更に当たらない。
令和3年6月8日	II 2 いつ時点の計数か	平成31年3月31日 時点	令和3年3月31日 時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更に当たらない。
令和3年6月30日	I 4 ②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】</p> <p>番号利用法第19条第7号 別表第二 26の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第19条</p> <p>【情報提供の根拠】</p> <p>番号利用法第19条第7号 別表第二 9の項、10の項、14の項、16の項、18の項、20の項、21の項、24の項、26の項、27の項、28の項、30の項、31の項、37の項、38の項、42の項、50の項、53の項、54の項、61の項、62の項、64の項、70の項、87の項、90の項、94の項、104の項、106の項、108の項、116の項、120の項</p> <p>番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条第1号及び第2号、第9条第1号及び3号～5号、第11条、第12条第1号～第6号及び8号、第13条第2号、第14条第3号、第17条第1号、第19条、第20条第4号及び第5号、第7号及び第8号、第10号及び第11号、第21条第1号、第5号及び第6号、第8号～第10号、第22条第2号～第6号、第8号、第10号及び第11号、第23条第1号、第24条第1号、第25条第8号、第26条の4第1号、第27条第3号、第28条第1号～第5号及び第7号～第9号、第32条第1号及び第2号、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条、第47条第1項第2号～第23号、第52条、第53条第1号～第3号、第55条第1号、第6号及び第7号、第9号～第11号、第59条の2、第59条の3第1号及び第2号</p>	<p>【情報照会の根拠】</p> <p>番号利用法第19条第8号 別表第二 26の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第19条</p> <p>【情報提供の根拠】</p> <p>番号利用法第19条第8号 別表第二 9の項、10の項、14の項、16の項、18の項、20の項、21の項、24の項、26の項、27の項、28の項、30の項、31の項、37の項、38の項、42の項、50の項、53の項、54の項、61の項、62の項、64の項、70の項、87の項、90の項、94の項、104の項、106の項、108の項、116の項、120の項</p> <p>番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条第1号及び第2号、第9条第1号及び3号～5号、第11条、第12条第1号～第6号及び8号、第13条第2号、第14条第3号、第17条第1号、第19条、第20条第4号及び第5号、第7号及び第8号、第10号及び第11号、第21条第1号、第5号及び第6号、第8号～第10号、第22条第2号～第6号、第8号、第10号及び第11号、第23条第1号、第24条第1号、第25条第8号、第26条の4第1号、第27条第3号、第28条第1号及び第2号、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条、第47条第1項第2号～第14号、第16号、第27号、第29号、第31号～41号、第44号～第48号、第52条、第53条第1号～第3号、第55条第1号、第6号及び第7号、第9号～第11号、第59条の2、第59条の3第1号及び第2号</p>	事後	法令改正、記載内容の正確化による変更であり、重要な変更に当たらない。
令和4年6月30日	I 4 ②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】</p> <p>番号利用法第19条第8号 別表第二 26の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第19条</p> <p>【情報提供の根拠】</p> <p>番号利用法第19条第8号 別表第二 9の項、10の項、14の項、16の項、18の項、20の項、21の項、24の項、26の項、27の項、28の項、30の項、31の項、37の項、38の項、42の項、50の項、53の項、54の項、61の項、62の項、64の項、70の項、87の項、90の項、94の項、104の項、106の項、108の項、116の項、120の項</p> <p>番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条第1号及び第2号、第9条第1号及び3号～5号、第11条、第12条第1号～第6号及び8号、第13条第2号、第14条第3号、第17条第1号、第19条、第20条第4号及び第5号、第7号及び第8号、第10号及び第11号、第21条第1号、第5号及び第6号、第8号～第10号、第22条第2号～第6号、第8号、第10号及び第11号、第23条第1号、第24条第1号、第25条第8号、第26条の4第1号、第27条第3号、第28条第1号～第5号及び第7号～第9号、第32条第1号及び第2号、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条、第47条第1項第2号～第23号、第52条、第53条第1号～第3号、第55条第1号、第6号及び第7号、第9号～第11号、第59条の2、第59条の3第1号及び第2号</p>	<p>【情報照会の根拠】</p> <p>番号利用法第19条第9号 別表第二 26の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第19条</p> <p>【情報提供の根拠】</p> <p>番号利用法第19条第9号 別表第二 9の項、10の項、14の項、16の項、18の項、20の項、24の項、26の項、27の項、28の項、30の項、31の項、37の項、38の項、42の項、50の項、53の項、54の項、61の項、62の項、64の項、70の項、87の項、90の項、94の項、104の項、106の項、108の項、116の項、120の項</p> <p>番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条第1号及び第2号、第9条第1号及び3号～5号、第11条、第12条第1号～第6号及び8号、第13条第3号、第14条第3号、第17条第1号、第19条、第20条第9号、第11号、第14号、第17号、第21号及び第22号、第21条2号、第10号及び第11号、第13号～15号、第22条第2号～第6号、第8号、第10号及び第11号、第23条第2号、第24条第1号、第25条第10号、第26条の4第1号、第27条第3号、第28条第1号～第5号及び第7号～第9号、第32条第1号及び第2号、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条、第47条第1項第12号～第14号、第16号、第27号、第29号、第31号～第41号、第44号～第48号、第52条、第53条第1号～第3号、第55条第1号、第6号及び第7号、第9号～第11号、第59条の3第1号及び第2号</p>	事後	法令改正、記載内容の正確化による変更であり、重要な変更に当たらない。
令和4年6月30日	II 1 いつ時点の計数か	令和3年3月31日 時点	令和4年3月31日 時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更に当たらない。
令和4年6月30日	II 2 いつ時点の計数か	令和3年3月31日 時点	令和4年3月31日 時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更に当たらない。
令和5年6月30日	II 1 いつ時点の計数か	令和4年3月31日 時点	令和5年3月31日 時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更に当たらない。
令和5年6月30日	II 2 いつ時点の計数か	令和4年3月31日 時点	令和5年3月31日 時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更に当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月30日	I 1 ②事務の概要	生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づき、生活に困窮する者に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長するための事務を行う。 特定個人情報ファイルは、次の事務について使用する。 ①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑥進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑦保護に要する費用の返還に関する事務 ⑧徴収金の徴収に関する事務	生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づき、生活に困窮する者に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長するための事務を行う。 特定個人情報ファイルは、次の事務について使用する。 ①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤資料の提供等の求めに関する事務 ⑥就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑦進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑧被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務 ⑨保護に要する費用の返還に関する事務 ⑩徴収金の徴収に関する事務 ⑪生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバ等への特定個人情報の連携に関する事務 ⑫医療保険者等向け中間サーバ等における資格履歴の管理に関する事務 ⑬医療保険者等向け中間サーバ等における本人確認事務 ⑭医療保険者等向け中間サーバ等における機関別符号の取得等に関する事務	事前	
令和5年6月30日	I 1 ③システムの名称	生活保護システム	生活保護システム、番号制度連携ユニット、連携サーバ、統合宛名システム、中間サーバ、生活保護レセプト情報管理システム、統合専用端末、医療保険者等向け中間サーバ等	事前	
令和5年6月30日	I 4 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第9号 別表第二 26の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第19条 【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第9号 別表第二 9の項、10の項、14の項、16の項、18の項、20の項、24の項、26の項、27の項、28の項、30の項、31の項、37の項、38の項、42の項、50の項、53の項、54の項、61の項、62の項、64の項、70の項、87の項、90の項、94の項、104の項、106の項、108の項、116の項、120の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条第1号及び第2号、第9条第1号及び第3号～第5号、第11条、第12条第1号～第6号及び第8号、第13条第3号、第14条第3号、第17条第1号、第19条、第20条第9号、第11号、第14号、第17号、第21号及び第22号、第21条第2号、第10号及び第11号、第13号～15号、第22条第2号～第6号、第8号、第10号及び第11号、第23条第2号、第24条第1号、第25条第10号、第26条の4第1号、第27条第3号、第28条第1号～第5号及び第7号～第9号、第32条第1号及び第2号、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条、第47条第1項第12号～第14号、第16号、第27号、第29号、第31号～第41号、第44号～第48号、第52条、第53条第1号～第3号、第55条第1号、第6号及び第7号、第9号～第11号、第59条の3第1号及び第2号	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二 26の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第19条 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二 9の項、10の項、14の項、16の項、18の項、20の項、24の項、26の項、27の項、28の項、30の項、31の項、37の項、38の項、42の項、50の項、53の項、54の項、61の項、62の項、64の項、70の項、87の項、90の項、94の項、104の項、106の項、108の項、113の項、116の項、120の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条第1号及び第2号、第9条第1号及び第3号～第5号、第11条、第12条第1号～第6号及び第8号、第13条第3号、第14条第3号、第17条第1号、第19条、第20条第9号、第11号、第14号、第17号、第21号及び第22号、第21条第2号、第10号、第11号及び第13号～第15号、第22条第2号～第6号、第8号、第10号及び第11号、第23条第2号、第24条第1号、第25条第10号、第26条の4第1号、第27条第3号、第28条第1号～第5号及び第7号～第9号、第32条第1号及び第2号、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条、第47条第1項第12号～第14号、16号、26号、27号、29号、31号～41号及び44号～48号、同条第2項、第52条、第53条第1号～第3号、第55条第1号、第6号、第7号及び第9号～第11号、第58条、第59条の2の2第1号～第5号及び第7号～第12号、第59条の3第1号及び第2号	事後	法令改正、記載内容の正確化による変更であり、重要な変更には当たらない。
令和5年6月30日	I 5 ①部署	徳島県保健福祉部国保・自立支援課	徳島県保健福祉部国保・地域共生課	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和5年6月30日	I 5 ②所属長の役職名	国保・自立支援課長	国保・地域共生課長	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和5年6月30日	IV 4	[○]委託しない	[]委託しない	事前	
令和5年6月30日	IV 4	[]	[十分である]	事前	